

妙高測量株式会社 一般事業主行動計画

仕事と生活の調和を図りつつ、社員がその能力を発揮し、キャリアアップが図れるよう次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日 ～ 令和12年9月30日までの5年間

2. 内容

目標1: 全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月20時間未満とする。

<対策>

令和7年4月1日～

- DX化による業務の効率化を行い、なるべく時間内での就業に収めるよう努める。
- 勤怠管理システムのアラームを設定し、管理者にメールで知らせることで時間外労働が多くなってきた社員に注意を促す。

目標2: 全社員を対象にキャリア形成の支援を実施し育成する。

<対策>

令和7年4月1日～

- 職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を策定・周知する。
- 職業開発計画を基に、社員それぞれに合った研修・講習・資格試験の提示をし、勤務時間内での受講等、キャリア形成の支援を実施する。